

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 11 日（金）第 293 号 の 6



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県議会議員補欠選挙（伊佐市区）における選挙長及び同職務代理者の選任  
（選挙管理委員会取扱い） 1
- 鹿児島県議会議員補欠選挙（伊佐市区）における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所  
（選挙管理委員会取扱い） 1
- 鹿児島県議会議員補欠選挙（伊佐市区）における選挙運動に関する支出金額の制限額  
（選挙管理委員会取扱い） 1
- 鹿児島県議会議員補欠選挙（伊佐市区）における選挙長事務所で使用する選挙長印の様式  
（選挙管理委員会取扱い） 2
- 鹿児島県議会議員補欠選挙（伊佐市区）における開票事務と選挙会事務の合同  
（選挙管理委員会取扱い） 2

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により，令和4年3月20日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（伊佐市区）における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

令和4年3月11日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

	住 所	氏 名
選 挙 長	伊佐市菱刈市山2420番地2	馬 場 嘉 彌
選 挙 長 の 職 務 代 理 者	伊佐市菱刈南浦1835番地1	扇 園 義 人

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第13号

令和4年3月20日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（伊佐市区）における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は，次のとおりとする。ただし，無投票となった場合は，選挙公報の掲載順序を定めるくじは行わない。

令和4年3月11日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 日時  
令和4年3月11日 午後5時30分から
- 2 場所  
伊佐市役所大口庁舎（伊佐市大口里1888番地）

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による令和4年3月20日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（伊佐市区）における選挙運動に関する候補者1人当たりの支出金額の制限額は，次のとおりである。

令和4年3月11日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

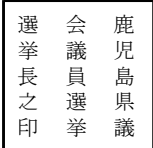
候補者1人につき 5,647,500円

**鹿児島県選挙管理委員会告示第15号**

令和4年3月20日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（伊佐市区）における選挙長事務所において使用する選挙長印の様式を次のとおり定めた。

令和4年3月11日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成



備考 大きさは2センチメートル四方とする。

**鹿児島県選挙管理委員会告示第16号**

令和4年3月20日執行の鹿児島県議会議員補欠選挙（伊佐市区）における開票事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。ただし、無投票となった場合は、開票の事務を選挙会の事務と併せて行わない。

令和4年3月11日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成